

平成21年10月23日

衆議院議員
滝実先生

全国司法書士女性会
会長 大城節子

税制改正要望提出の件

別紙のとおり、税制改正要望を提出させていただきますので、宜しく御願いたします。

本件に関する問い合わせ先

全国司法書士女性会
事務局 司法書士 滝川あおい
〒579-8036
大阪府東大阪市鷹殿町1番7号
電話 072-981-5281
FAX 072-987-3460
(担当事務 塚越)

税制等改正に関する要望書

全国司法書士女性会

会長 大城 節子

第1 不動産登記オンライン申請システム障害発生時の減税措置について

不動産登記オンライン申請システムにシステム障害が発生した場合の措置として、メールによる借受付け措置制度が導入されたことは喜ばしい。しかしながら、メール借受付措置に基づく申請については、オンライン申請の場合に適用される租税特別措置法第84条の5の特別措置（いわゆるオンライン減税）は、適用されないこととなっている。

これが、オンライン申請が普及しない大きな要因の一つとなっていると考えられるので、電子政府の実現のためにも、メール借受付措置の場合でも、オンライン減税が適用されるように制度構築するべきである。

第2 民事法務協会が運営する登記情報取得提供サービスの手数料について

登記情報提供サービスの手数料を更に引き下げる

例えば、不動産登記情報全部事項現在 465円 200円程度

国民の電子政府データへのアクセスの機会を増やすことが、オンライン申請利用率を引き上げる事に繋がる。サービス利用料の引き下げが不可欠である。

第3 登記事項証明請求手数料について

いわゆる登記簿謄本（全部事項証明書）・登記事項要約書等の手数料が高く、国民に負担になっていることから、下記のように引き下げを行うべきである。

全部事項証明 1000円（オンライン700円） 500円程度

要約書・印鑑証明 500円 200円程度

第4 登録免許税（不動産登記）

土地の売買による登録免許税の軽減に関する租税特別措置法第72条の税率の漸増が平成23年4月1日以降予定されているが、現行税率（1000分の10）を維持するように同法の改正を求める。

平成23年4月1日～1000分の13

平成24年4月1日～1000分の15

平成25年4月1日～租税特別措置法の不適用（1000分の20）

また、贈与・財産分与等現在1000分の20の税率が適用されている所有権移転登記の登録免許税の率を当面、土地建物とも全て1000分の10の税率とすることを求める。

第5 登録免許税（商業登記）

中小企業に負担のない税制度実現のため、資本金1億円未満の小規模会社の商業登記に関する登録免許税を軽減する必要がある。

例 会社解散登記 現行30000円 10000円程度

会社設立登記 現行最低15万円 6万円程度

特例有限会社から株式会社への移行の登記

現行最低6万円 3万円程度

第6 登録免許税の還付金の代理受領について

登録免許税の還付金を申請代理人である司法書士が代理受領するには、特別の様式による特別の授権が必要であるが、登記申請の際の委任状に記載することで簡易に代理受領できるようにすべきである（司法書士は税徴収に大きく寄与している）。